

利用上の注意

本報告書は、平成9年6月1日現在で実施した「平成9年通商産業省企業活動基本調査」について集計したものである。

企業活動基本調査の概要及び統計表の利用上の注意は、以下のとおりである。

I. 企業活動基本調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、我が国企業の活動の実態を明らかにし、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

本調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく通商産業省企業活動基本調査規則（平成4年通商産業省令第56号）によって実施される指定統計調査（指定統計第118号）である。

3. 調査の範囲

本調査は、日本標準産業分類に掲げる大分類D—鉱業、F—製造業及びI—卸売・小売業、飲食店（中分類60—一般飲食店及び同61—その他の飲食店を除く。）に属する事業所を有する企業のうち、従業員50人以上、かつ資本金又は出資金3千万円以上の会社を調査対象としている。

4. 調査期日及び期間

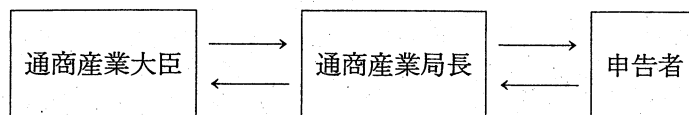
- (1) 平成9年調査の調査期日は平成9年6月1日現在である。
- (2) 調査期間は、原則として平成8年度（平成8年4月1日から平成9年3月31日まで）の一年間である。

5. 調査事項（詳細は巻末「調査票」参照。）

- (1) 企業の名称及び所在地
- (2) 資本金額又は出資金額
- (3) 企業の設立形態及び設立時期
- (4) 事業組織及び従業者数
- (5) 資産・負債及び資本並びに投資
- (6) 事業内容
- (7) 企業間の取引及び海外取引
- (8) 調査及び研究開発
- (9) 技術の所有及び取引状況
- (10) 親会社、子会社・関連会社の状況

6. 調査方法

調査方法は、申告者の自計申告方式により、次の調査経路に従って、郵送にて調査（メール調査）を実施した。



7. 調査結果の公表

本調査の集計結果は、主要項目をとりまとめ「平成9年企業活動基本調査速報」として公表するほか、確報として平成9年企業活動基本調査報告書「第1巻 総合統計表」「第2巻 事業多角化等統計表」「第3巻 子会社等統計表」として公表する。

本報告書（第1巻 総合統計表）は、「5. 調査事項」のうち、「(7)企業間の取引及び海外取引」及び「(10)親会社、子会社・関連会社の状況」以外の事項について、集計したものである。

II. 統計表の作成及び利用上の注意

1. 企業の産業分類とその決定方法

(1) 企業の産業分類

本調査の産業分類は、事業所について適用する日本標準産業分類を適用しているが、製造業については一部分類を統合し、一般機械器具製造業には、武器製造業が含まれている。

また、同分類を機械的にあてはめると、事業所ベースに比べて企業ベースの方が兼業の割合が高いため、各種商品卸売業及び各種商品小売業に分類される企業が大幅に増大し、本調査の目的の一つである多角化の把握などの分析にはそぐわないことになる。

このため、本調査の報告書では、この2つの産業を分類として採用せず、当該企業の主要活動によりそれぞれの産業に分類することとした。その結果、「総合商社」のような企業は、繊維品卸売業、鉱物・金属材料卸売業、機械器具卸売業などに分類され、「百貨店」や「スーパー」などは織物・衣服・身の回り品小売業や飲食料品小売業などに分類されている。

(2) 企業の産業の決定方法

1) 本調査では、企業の売上高を、企業で生産し販売する①鉱産品の販売、②製造品の販売、③製造品の加工賃収入と、他の企業から商品を仕入れて販売する④仕入商品の販売、①～④以外の⑤その他の事業収入に分けて、それぞれ詳細に調べており、これらを合算し、最も販売額の大きいもので大分類（鉱業、製造業、卸売・小売業、その他産業）を決定している。

2) その大分類の中において、売上高の最も高い販売品目で産業（小分類）を決定した。

(3) 産業という用語の使い方

本調査の報告書における「産業」という用語の使い方は2通りあり、企業の主力業種の販売額によって産業を決め、鉱業企業、製造企業、卸売企業、小売企業を比較する場合には、○○企業という用語を用い、それぞれの産業の内訳をみる場合には、○○製造業、○○卸売業、○○小売業という用語（あるいはこの略称）を用いている。

(4) 産業分類及びその事業活動例示については、巻末の付録「企業活動基本調査業種分類表」を参照してください。

なお、概況の図の中では、以下の略称を用いています。

業種分類名	略 称	業種分類名	略 称
鉱業	鉱 業	繊維品卸売業	繊維卸
食料品製造業	食 料	化学製品卸売業	化学卸
飲料・たばこ・飼料製造業	飲 料	鉱物・金属材料卸売業	鉱物卸
繊維工業	繊 維	機械器具卸売業	機械卸
衣類・その他の繊維製品製造業	衣 服	建築材料卸売業	建材卸
木材・木製品製造業（家具を除く）	木 材	再生資源卸売業	再生卸
家具・装備品製造業	家 具	衣服・身の回り品卸売業	衣服卸
パルプ・紙・紙加工品製造業	紙 パ	農畜産物・水産物卸売業	農水卸
出版・印刷・同関連産業	出 版	食料・飲料卸売業	食料卸
化学工業	化 学	医薬品・化粧品等卸売業	医薬卸
石油製品・石炭製品製造業	石 油	家具・建具・じゅう器等卸売業	家具卸
プラスチック製品製造業	プ ラ	その他の卸売業	他 卸
ゴム製品製造業	ゴ ム	代理商・仲立業	代 理
なめし革・同製品・毛皮製造業	皮 革		
窯業・土石製品製造業	窯 業	織物・衣服・身の回り品小売業	衣服小
鉄 鋼 業	鉄 鋼	飲食料品小売業	食料小
非鉄金属製造業	非 鉄	自動車・自転車小売業	自動小
金属製品製造業	金 属	家具・建具・じゅう器小売業	家具小
一般機械器具製造業	一 般	家庭用機械器具小売業	機械小
電気機械器具製造業	電 気	医薬品・化粧品小売業	医薬小
輸送用機械器具製造業	輸 送	燃料小売業	燃料小
精密機械器具製造業	精 密	その他の小売業	他小売
その他の製造業	他 製		

2. 統計表及び集計項目の説明

(1) 「従業者数」は、平成8年度末の数である。

- 1) 「常時従業者」とは、有給役員、常時雇用者（正社員、準社員、アルバイト等の呼称にかかわらず、1か月を超える雇用者と平成8年度末又は最寄りの時点の前2か月においてそれぞれ18日以上働いた雇用者）をいう。
- 2) 「パート従業者」とは、正社員、準社員、アルバイト等の呼称にかかわらず、常時従業者のうち一般の社員より所定労働時間が短い労働者に該当する者をいう。
- 3) 「その他の従業者」とは、臨時・日雇雇用者のことで、1か月以内の期間を定めて雇用されている者及び日々雇入れられている者をいう。
- 4) 従業者規模別統計表は、常時従業者数によって区分している。

(2) 「事業所数」は、平成8年度末の数である。

- 1) 「本社・本店」とは、企業の事業全体を管理、統括、運営している事業所をいう。登記簿上と実際の本社の所在地が異なる場合は、実際に本社機能を有している事業所（場所）を本社・本店としている。
- 2) 本社機能部門の定義は次のとおりである。
調 査 ・ 企 画 部 門 事 業、製品、商品の企画・立案や市場調査などを行っている部門

情報処理部門 システム設計、プログラム作成、オペレーション、計算処理、キーパンチなどを行っている部門

研究開発部門 基礎研究、応用研究、開発研究を行っている部門

国際事業部門 輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門

その他の部門 上記以外の本社・本店の総務、経理、人事などを行っている部門

3) 現業部門の定義は次のとおりである。

鉱山事業部門 本社・本店の同一敷地内において、鉱業事業を行っている部門

製造事業部門 本社・本店の同一敷地内において、製造事業を行っている部門

商業事業部門 本社・本店において卸売・小売を行っている営業部門、販売部門

その他の部門 上記以外のサービス業などを行っている部門

4) 「本社・本店」以外の事業所において、同一敷地内で複数の事業活動を行っている場合は、主たる事業活動によって区分している。

5) 「海外の事業所」とは、海外の支所、駐在所等をいい、海外現地子会社など別法人のものは含まない。

(3) 企業の設立形態は以下の区分による。

合併 2つ以上の企業が合併して、新たに設立されたもの。

分割 1つの企業が2つ以上の企業に実質的に分割されて、新たな社名で設立されたもの。

企業組織の変更 有限会社が株式会社に変更するなど企業組織の変更によって、新たに設立されたもの。

創業・創設 合併、分割又は企業組織の変更以外の理由（新規事業の創設等）により新設されたもの。

(4) 「売上高」の区分は次のとおりである。

鉱産品 自社で産出し、販売した鉱産品の売上高

製造品 自社で生産し、販売した製造品の売上高であり、他企業に原材料、半製品、部品を支給して製造させた委託生産品の売上高及び加工賃収入額を含んでいる。

仕入商品 他企業から商品を仕入れて、加工せずにそのまま他企業又は一般消費者に販売した金額

その他の事業 上記以外の農林水産業、建設業、飲食店、サービス業などの事業による収入額

(5) 営業費用等の内訳は次のとおりである。

売上原価 売上高に対応する製造原価（製造に要した材料費、労務費、諸経費）、商品仕入高等の原価

販売費・一般管理費 販売業務、一般管理業務に関して発生する費用

広告宣伝費 販売促進のための新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどの広告媒体による宣伝、イベント等の費用

情報処理・通信費 コンピュータによる情報処理、電報、電話、データ通信、郵便等の費用。ただし、電子計算機の買い取りの場合の減価償却費は除く。

賃借料 土地、建物、鉱山機械、製造機械、自動車、ショーケース、事務用機械などの賃借料。ただし、コンピュータの賃借料は、上記「情報処理・通信費」に含まれる。

給与総額 平成8年度1年間に支給された給与額又は支給されるべき給与額（基本給、諸手当、期末賞与、退職金など）の総額で、税込みの金額である。

減価償却費 平成8年度1年間に有形固定資産の減価償却として計上された金額

荷造運搬費 鉱産品、製造品、商品の梱包のための荷造材料費、荷造費又は輸送のための運送料などの費用であり、委託費用も含む。

租税公課 事業税、固定資産税、印紙税等の企業が負担する租税、企業が加入している各種団体の賦課金

支払利息・割引料 借入金利息、社債利息、受取手形の割引料等。

営業外収益 受取利息、受取配当金、有価証券売却益など

営業外費用 支払利息・割引料、有価証券売却損などの費用

支払リース料 リース契約に基づいて支払った金額。土地、建物の賃借、短期間のレンタル、チャーター等は含まない。

(6) 海外売上高 自社名義で通関手続を行った輸出額、海外支店の売上高、外国間取引額の総額でサービス取引（運輸、通信、建設、保険、金融、情報、文化、興行等）は含まない。

(6) 海外仕入高 自社名義で通関手続を行った輸入額、海外支店の仕入高、外国間取引額の総額でサービス取引は含まない。

(7) 「経常利益」は、次式による。

$$(\text{営業利益} + \text{営業外損益}) = (\text{売上高} - \text{売上原価} - \text{販売費} \cdot \text{一般管理費}) + (\text{営業外収益} - \text{営業外費用})$$

(8) 「付加価値」は、次式による。

営業利益 + 給与総額 + 租税公課 + 減価償却費 + 賃借料

なお、平成3年度、6年度は「粗付加価値」[(売上高 + 棚卸資産増減) - (営業費用 - 給与総額 - 減価償却費)]の数値である。

(9) 「総資産額」は平成8年度末の数字である。

1) 資産の内訳は次のとおりである。

流動 現金、預金、受取手形、売掛金、有価証券、棚卸資産、短期貸付金、未収入金、前払費用などの流動資産額

期末製品・商品棚卸高 「年度末」における商品、製品、半製品、仕掛品、原材料等の在庫高の合計金額

有形 建物、構築物、機械装置、土地、建設仮勘定、船舶、航空機などの有形固定資産額

無形 営業権、特許権、商標権、意匠権、借地権、著作権、施設利用権などの無形固定資産額

投資等 投資有価証券、子会社株式、出資金、長期貸付金、長期前払費用などの資産額

繰延資産 新株発行費、社債発行費、開発費、建設利息など

2) 負債の内訳は次のとおりである。

流動 支払手形、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、前受金、預り金などの流動負債

固定 社債、長期借入金、引当金（退職引当金、特別修繕引当金等の長期性のもの）などの固定負債

3) 資本の内訳は次のとおりである。

法定準備金 資本準備金（株式払込剰余金、減資差益、合併差益等）、利益準備金

剰余金（△欠損金） 任意積立金、当期末処分利益、当期末処理損失

(10) 「有形固定資産の当期取得額」は、平成8年度1年間における有形固定資産の購入、自家建設等による取得価額。

「有形固定資産の当期除却額」は平成8年度1年間における有形固定資産の売却、除却等による減少額（帳簿価額）。なお、減価償却費は含まない。

(11) 子会社・関連会社及び外資系企業

1) 子会社及び関連会社

子会社とは、企業が発行済株式総数、資本金又は出資金の50%を超えて出資している会社をいう。

関連会社とは、企業が発行済株式総数、資本金又は出資金の20%以上50%以下を出資している会社をいう。なお、関連会社数は複数の企業から出資を受けている場合、重複している。

2) 外資系企業とは、企業の発行済株式総数若しくは出資金総額に占める外国投資家による所有株式数又は出資金額の割合が1/3を超える企業をいう。

3) 「資本形態別」とは、単独企業と資本系列企業（親会社、子会社、関連会社のいずれかに当てはまる企業、外資系企業を含む）による経営形態別区分をいう。

(12) 「国内関係会社（子会社、関連会社及び親会社）への投融資残高」とは、国内の関係会社への出資金、関係会社の株式・社債、関係会社への長期貸付金などの合計をいう。

「海外関係会社への投融資残高」とは、外国為替及び外国貿易管理法の規定により届出を行った（許可を受けた）海外関係会社への出資金、貸付金（運転資金、設備資金など）などの合計をいう。

(13) 調査費及び研究開発費

1) 「調査費」とは、マーケティング調査等に要した費用をいう。委託調査費を含み、自社の調査による社内の人件費は含まない。

2) 「自社研究開発費」とは、自社のための研究開発に係る人件費、原材料費、有形固定資産の購入費、光熱費、消耗品費等の経費の総額をいう。

3) 「委託研究開発費」とは、他の企業に委託した研究開発費の総額をいう。

4) 「受託研究費」とは、他の企業から研究費として受け入れた総額をいう。

(14) 技術の所有及び取引

1) 特許権等の「開発所有」とは、自社で開発したもので、平成8年度末現在で登録料等を継続的に支払っている件数である。また「使用のもの」とは、有償・無償の対価を問わず、他の企業から導入したのもも含め平成8年度1年間に使用した件数である。

2) 特許権等の定義は次のとおりである。

特許権 発明を独占的に利用し得る権利であり、特許法による登録をしたもの

実用新案権 物品の形状、構造、組み合わせの考案であり、実用新案法に従って登録したもの

意匠権 物品の形状、模様、色彩についての美感をおこさせるデザインであって、意匠法に従って登録したもの

3) 「クロスライセンス」とは、契約の当事者が保有する特許権等について相互にその実施権を与え合うことをいう。

契約件数 平成8年度1年間におけるクロスライセンスの総契約件数

特許件数 総契約件数に対応した特許の総件数

4) 「技術取引」とは、内外企業との間に、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウや技術指導などの技術の受け入れ、技術の提供をいう。

「導入件数」及び「供与件数」

有償・無償の対価を問わず、平成8年度1年間における技術取引の契約の成立した総件数

「支払金額」及び「受取金額」

新規、継続を問わず、平成8年度1年間において、対価の受け取り、対価の支払を行った金額の総額

(15) 海外の各地域に属する国については、付録の国分類表（地域を含む。）を参照のこと。

(16) 地域に関する統計表

- 1) 企業の本社・本店の所在地によって集計したものである。登記簿上と実際の本社の所在地が異なる企業については、実際に本社機能を有している場所を本社所在地としている。
- 2) 地域の区分は次のとおりである。

北海道 北海道

東北 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県

中部 愛知県、岐阜県、三重県、石川県、富山県

近畿 福井県、滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、和歌山県

中国 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄 沖縄県

3. 記号及び注記

(1) 統計表中の記号、「-」は該当数字なし、「0」は四捨五入のため単位未満のもの。

また、「x」は1又は2の企業に関する数字であるため、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿したことを示す。なお、この秘匿によってもxが算出される恐れがあるものについては、企業数が3以上でも秘匿した箇所がある。

(2) 各項目の金額・構成比の積み上げは、単位未満を四捨五入しているので合計と内訳が一致しない場合がある。また、金額は原則として百万円単位で表章している。

4. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「通商産業省平成9年企業活動基本調査報告書」による旨を記載してください。

5. 問い合わせ先

この統計表についての問い合わせは、通商産業大臣官房調査統計部企業統計課あてに御連絡ください。

郵便番号100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03-3501-1511（代表） 内線2444

03-3501-1831（直通）